**「みちびきを利用した実証事業」**

**同意書**

【応募条件】

1.　実証事業への申請に際して、以下の条件全てを満たしていることを必須とします。

・実証事業に関わる専任者または担当者が指名されており、（一財）日本宇宙フォーラム（JSF）からの問合せ等に迅速に対応できる実施体制が整っていること。

・公募開始日から公募締切までの期間、契約に関し、国（独立行政法人等含む）及び地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。

・国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。

・対象事業に関して係争中のものでないこと。

・模倣品の取り扱いや著作権の侵害を犯しているものでないこと。

・名義貸しにより設立された法人、あるいは実態のない法人でないこと。

・反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。

・実証事業の成果についての報告書作成が可能であり、成果普及のために成果報告書（概要版）を公表することに同意できること。（成果報告書 詳細版については、開示制限を付与することを可能とする）

【実証事業に選定された場合の留意点】

１．審査結果の通知後、実証事業に選定された実施主体は、速やかに実証事業の内容の精査を行い、仕様書を確定させた上で、JSFと委託契約を締結します。

２．実証事業に選定された場合の留意点については、実証事業実施主体に対して、別途説明を行いますが、あらかじめ以下の点に留意下さい。

・各実証事業の実施主体は、JSFの求めに応じて、実証事業の進捗状況や成果等について報告を行います。

・各実証事業の実施主体は実証事業終了後に、実証事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を整え、他の経費と明確に区分した形で会計報告を行うとともに、実証事業の成果をとりまとめた実績報告書を提出する必要があります。（実績報告書の著作権は内閣府に帰属します。）ただし、会計報告及び実績報告書の提出は令和4年3月15日までに完了させる必要があります。

なお、報告にあたっては経済産業省大臣官房会計課制定「委託事業事務処理マニュアル」（令和3年1月）に従ってください。

【委託契約の締結・委託費の支払】

１．実証事業として選定された実施主体とJSFは速やかに委託契約を締結することとします。

２.実証事業実施主体は契約に必要な書類を速やかにJSFに提出していただくことになります。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約が締結できない場合もありますので留意ください。また、委託契約締結に向けた調整の結果、提案金額と委託金額が異なる場合もあります。

３．委託費は、委託契約に係る契約書及び実施計画書に定められた使途以外には使用できません。

４．委託費の支払いは、原則、実証事業完了後の精算払いとなります。したがって、予算計画書記載の項目で単価や数量に変更が生じた場合でも原則として予算計画書記載の単価や数量で精算するものとします。なお、予算計画書に記載のない項目については、事前にJSFに書面で申し出、JSFが承認する限りにおいて精算が可能です。

【実証事業実施主体の義務】

１．実証事業実施主体はJSFに対し、実証事業終了後、速やかに、実証事業の実施経費に掛かる帳簿及び全ての証拠書類を整え、他の経費と明確に区分した形で会計報告を行うとともに、実証事業の成果等をとりまとめた実績報告書を提出する必要があります。

２．実証事業の実施経費に係る帳簿及び全ての証拠書類については、実証事業終了後から5年間保管し、JSFから要求があった場合、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければなりません。

３．実証事業の実施状況の調査等のために必要と認めるときは、JSFは実証事業実施主体に報告を求め、またはJSFの職員が実証事業に関する帳簿等の調査を行います。実証事業実施主体はこの調査に協力しなければなりません。

４．JSFは、実証事業実施主体が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除した場合において、既に委託金の支払が生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。

【免責事項】

１．実証事業実施主体が、実証事業においてその目的を達成し得なかった場合、または実証事業の遂行により実証事業実施主体が損失等の不利益を被った場合、その他いかなる場合においても、JSFは一切責任を負いません。

【秘密保持・個人情報保護について】

１．JSF及び実証事業実施主体は、当事者のいずれかから開示された業務上の情報を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者または情報の保持者の承諾を得ることなく、これらの情報を本委託事業の実施目的以外に使用し、または第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

（１）開示の時点ですでに公知の情報、または開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報

（２）開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（３）開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報

（４）開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報

（５）開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

（６）法律の強制力を伴い裁判所または管轄官公庁により開示を要請された情報

２．JSF及び実証事業実施主体は、本委託事業の遂行上必要な場合のほか、秘密情報について、複製、複写等の行為をしないものとします。

３．本委託事業に関わる個人情報は、本委託事業の実施及び関連サービスの案内及びフォローアップ調査などに利用します。またその取扱いについては、JSFが定める個人情報保護方針（<http://www.jsforum.or.jp/outline/pd.htm>l）に基づき適切に取扱います。

「みちびきを利用した実証事業」に応募するにあたり、公募要領の内容及び上記を確認の上、同意致します。

令和　　　　　　　年　　　　月　　　　日

代表組織名

所在地

代表者役職・氏名